

宮代町商工業振興基本条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、商工業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商工業の基盤の安定及び強化並びに商工業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

■本条例の役割や目指す目的を定めています。

- ・この条例は、宮代町をにぎわいのある住み良いまちとしていくために不可欠な商工業の振興を図るため、その主体となる事業者、商店会、商工会、町民、町の責務や役割等を明らかにするとともに、各主体の協力・連携を促進することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内において商工業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 商店街 町内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又はこれらに準じた法人格を有しない事業者の団体をいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (5) 大型店 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートル以上であるものをいう。

■本条例で使われている用語の意味を明らかにしています。

- ・第1号の事業者とは、町内で商工業を営むすべての個人及び法人をいい、大型店を営む者及び大型店舗内の事業者も含まれます。
- ・第2号の商店街については、商店会組織の有無にかかわらず、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいい、町内においては、第3号で規定する商店会のほか、すずらん会（旧学園台商店会）や姫宮駅東口駅前の商店街等をいいます。
- ・第3号の当町における商店会は、法人格を有しない団体にあたり、百間新道商店会、東武動物公園駅東口商店会、東武動物公園駅西口商店会、大学通り商店会の4商店会をいいます。
- ・第5号の大型店とは、大規模小売店舗立地法では店舗面積が1000平方メートルを超える店舗を大型店と規定していますが、宮代町の条例では、店舗面積が300平方メートル以上の店舗を大型店と規定しています。

(基本理念)

第3条 商工業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力のもと、事業者、商店会、商工会及び町が連携し、町民の理解と協力のもと、推進しなければならない。

■商工業振興における基本的な方向性を明らかにしています。

- ・事業者（商工業者）の皆さん自らの努力と創意工夫がなければ、商工業の振興（発展）は実現できません。自助努力と創意工夫を基本に、町、事業者（商工業者）、商工会、町民が連携して商工業の振興を推進することを基本理念に掲げています。

(町の責務)

第4条 町は、国、埼玉県及び商工会と連携した上で、事業者及び商店会と協働して商工業の振興に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 町は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 商工業の経営基盤の安定化に関すること。
- (2) 商工業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 雇用促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める施策に関すること。

■商工業振興における町が果たすべき責務を定めています。

- ・第2項第1号の経営基盤の安定化に関する施策については、商工会に対する補助金があります。また、融資制度による支援がこれにあたります。
- ・第2項第2号の情報の収集及び提供に関する施策については、商工業者の意識（実態）調査や経済センサス調査などがこれにあたります。
- ・第2項第3号の観光振興に関する施策については、宮代を紹介する刊行物の発行、新しい村における交流事業の実施や東武動物公園との連携などがこれにあたります。
- ・第2項第4号の雇用促進に関する施策については、ハローワークからの求人情報についての閲覧や町ホームページへの掲載がこれにあたります。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、周辺的生活環境との調和及び町民の生活安全の確保に十分配慮するとともに、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員等の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、商工業の振興を図るため、商工会に積極的に加入するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、町又は商工会が行う商工業振興のための施策に積極的に協力するとともに、地域社会に貢献するための必要な措置の実施に努めるものとする。
- 4 商店街において事業者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 5 商店街において事業者は、商店会が当該商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 6 大型店を営む者及び大型店舗内の事業者は、町内で商工業を営み、共に地域社会を形成する一員として、前各項に定める責務を認識し、協力するよう努めるものとする。

■事業者の果たすべき責務を定めています。

- ・宮代町で商工業を営む皆さんが商工会や商店会に加入するようになることで、商工会や商店会の組織そのものの活性化につながるだけでなく、実施するイベントや行事を通して、「宮代という地域」そのものの活性化やにぎわいに結びつきます。
- ・大型店のうち、大規模小売店舗立地法で定められた建物内の店舗面積が1000平方メートルを超える大型店は、1号から6号に定めるもののほか、十分な駐車場の確保や警備員の配置等による交通渋滞の緩和といった「周辺住民への利便の確保」や騒音や悪臭問題防止といった「周辺地域への生活環境の悪化防止」についても認識することに努める必要があります。

(商店会の責務)

- 第6条 商店会は、地域の核としてにぎわいと交流を創出し、地域の活性化に努めるものとする。
- 2 商店会は、事業者及び新たに商工業を営もうとする者が商店会に加入しやすい体制を整え、その組織基盤の強化を図るとともに、会員相互及び他の商店会との連携に努めるものとする。

■商店会の果たすべき責務を定めています。

- ・第1項については、商店会が地元自治会などと一緒に実施している「～祭」などがこれにあたります。
- ・第2項については、商店会に入会するメリット（地域貢献や事業計画など）や商店会が目指す目標を明確にするとといった、新たな会員が入会しやすい体制作りをすることで商店会の組織の安定を図るとともに、他の商店会と連携することで単独ではなしえない事業展開（スケールメリット）が図れるなどがこれにあたります。

(商工会の責務)

第7条 商工会は、事業者を支援するとともに、町、事業者及び商店会と連携し、商工業の振興に関する施策を積極的に実施することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 商工会は、事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。
- 3 商工会は、起業又は創業をする者に対する支援に努めるものとする。
- 4 商工会は、事業者に対して、商工会への加入を積極的に働きかけるものとする。

■商工会の果たすべき責務を定めています。

- ・第1項の事業者の支援としては、商工会が実施する「経営相談事業」や「ありがとう券の発行運用」などがこれにあたります。また、町、事業者、商店会等と連携した施策については、「みやしろ産業祭」、「桜市」の開催などがこれにあたります。
- ・第2項の地域社会への貢献に関するものとしては、「くらしと住まいの相談会」などがこれにあたります。
- ・第3項の起業・創業をする者に対する支援としては、「起業セミナー」の実施や創業支援に係る「融資制度」などがこれにあたります。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、商工業の振興が町民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することについて、理解を深め、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

■町民の理解と協力について定めています。

- ・今後、特に高齢化が進むとたとえば、町内に商店がなくなると毎日の買物に支障をきたします。そのためにも、身近な商店を日ごろから利用するなど心がけることが大切です。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。